

新型コロナウイルスに関するお知らせ



高齢者施設入所者から、新型コロナワクチン接種を順次開始しています

ワクチンの供給量が限定的なため、高齢者施設に入所している方から接種を開始しています。

4月下旬以降に順次、ワクチンの供給状況に合わせて、対象の方に接種クーポン券をお送りしています。

なお、最新の情報はさいたま市コロナワクチンコールセンター、又は市ホームページでご確認ください。

対象 本市に住民登録がある、昭和32年4月1日までに生まれた方

回数・費用 2回 無料

接種までの流れ



※予約方法の詳細は、接種クーポン券と一緒に送付する「接種のご案内」をご覧ください。

※接種会場への連絡はお控えください。

●接種クーポン券の発送時期(予定)

発送時期	対象者	市内の対象者数	予約開始時期
4月下旬以降	85歳以上の方	約5.5万人	5月中旬頃から順次開始
	80~84歳の方	約5.3万人	
5月中旬以降	75~79歳の方	約6.4万人	5月中旬頃から順次開始
	70~74歳の方	約8.2万人	
6月以降	65~69歳の方	約6.6万人	

※ワクチンの供給量や、接種の予約状況により予定を変更する場合があります。

さいたま市コロナワクチンコールセンター

ワクチン接種に関する相談や予約を受け付けています。

※さいたまコールセンターでの予約はできません。

TEL 0570・028・027

【土・日曜日、祝・休日を含む、9時~17時】

FAX 0570・020・810



さいたま市 ワクチン 検索

新型コロナウイルスに関連した詐欺にご注意ください

ワクチン等に関する不審な電話などがあった際は、個人情報は伝えず、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(TEL #9110)へ。



発熱などの症状がある場合は 受診の前に医療機関に電話で相談を！



他の患者や医療従事者などへの感染防止のため、医療機関に直接行かないでください。

また、診療の時間帯などを分けている場合がありますので、事前に受診方法を確認してください。

受診方法の調べ方

■ホームページで確認する

埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム

新型コロナウイルス感染症など発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を確認できます。

埼玉県 診療・検査 検索



■電話(相談する医療機関に迷うとき)

埼玉県受診・相談センター ※大型連休中も開設します。

TEL 762・8026【土・日曜日、祝日を含む、9時~17時30分】

FAX 816・5801

上記以外の時間は、県民サポートセンターへ。

TEL 0570・783・770【24時間】、FAX 830・4808

不安・ストレスによる心の悩みは、こころの健康センターにご相談ください

TEL 762・8548【土・日曜日、祝・休日を除く、9時~17時】、FAX 711・8907 ※5月3日(祝)~5日(祝)は10時~14時に相談を受け付けます。

新型コロナウイルスに関する最新情報は、市ホームページをご覧ください。

また、テレビ埼玉のデータ放送でも市からのお知らせをご覧いただけます。



2021.5

6

各種支援を実施しています



新型コロナウイルスの影響により、支払いや納付などが難しいときは、各種支援を受けられる場合があります。それぞれ手続きや対象要件がありますので、詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

種別		内容	問合せ
個人向け	住居確保給付金	離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。※6月30日(水)まで、支給が一旦終了した方に対する3か月間の再支給が可能となりました。	生活自立・仕事相談センター(各区福祉課内)
	傷病手当金 (国民健康保険・後期高齢者医療制度)	令和2年1月1日～3年6月30日に新型コロナウイルスに感染した、又は発熱などの症状で感染が疑われ、会社等を休んだことで給与収入が得られなかった方を対象に支給します。	各区保険年金課
	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	低所得のひとり親世帯を対象に、子ども1人あたり5万円を支給します。※令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方は申請不要です。	子育て支援政策課 TEL 829-1270、FAX 829-1960
	生活福祉資金貸付制度における特例貸付	休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。※電話で相談を受け付けています。	市社会福祉協議会(コロナ貸付窓口) TEL 050-5491-0234、FAX 755-9528 【月～金曜日(祝・休日を除く)9時～16時】 事業再構築補助金事務局コールセンター TEL 0570-012-088 【月～金曜日(祝・休日を除く)9時～18時】 ※TEL 03-4216-4080でも受け付けます。
事業者向け	事業再構築補助金	新分野展開、業態展開、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取り組みを通じた事業規模の拡大など、思い切った事業再構築に意欲のある事業者を対象に、補助金を交付します。	(公財)市産業創造財団 TEL 851-6652、FAX 851-6653 【月～金曜日(祝・休日を除く)8時30分～17時】
	生産性革命支援事業(事業再構築補助金)	国が行う「事業再構築補助金」を獲得した事業者を対象に、上乗せ補助を実施します。また、補助金獲得に向けたセミナーの開催や申請相談の受け付け、事業計画の策定に係る一部費用負担などの支援も行います。	一時支援金事務局相談窓口 TEL 0120-211-240 【8時30分～19時】
	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した事業者を対象に、一時支援金を給付します。	埼玉県中小企業等支援相談窓口 TEL 0570-000-678 【9時～21時(土・日曜日、祝・休日は18時まで)】
	埼玉県感染防止対策協力金	埼玉県からの営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者を対象に、埼玉県感染防止対策協力金を支給します。	小規模企業者等給付金窓口 TEL 0120-361-551 【月～金曜日(祝・休日を除く)8時30分～18時】
	小規模企業者等給付金	埼玉県による営業時間短縮要請及び国による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の対象にならない市内の小規模企業者・個人事業主で、新型コロナウイルスの影響により売上が減少している事業者を対象に、10万円を給付します。 申請書:市役所 産業展開推進課、各区情報公開コーナーで配布中 ※市ホームページでダウンロードもできます。 申請期限:6月30日(水)	経済政策課 TEL 829-1362、FAX 829-1944
	生産性革命推進事業効果促進補助金	国が行う「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」の交付を受ける市内事業者を対象に、自己負担額の一部を補助します。	(公財)市産業創造財団 TEL 851-6391、FAX 851-6392 【月～金曜日(祝・休日を除く)8時30分～17時】
	ものづくり補助金獲得支援補助金	「ものづくり補助金」の獲得のため、認定経営革新等支援機関の有償支援を受けた事業者を対象に、費用の一部を補助します。	
	緊急特別資金融資(新型コロナウイルス対応)	市内事業者を対象に、利率年0.7%、8,000万円を上限に融資の申込みを受け付けます。	
猶予・減免・控除	伴走支援型特別資金融資	セーフティネット保証4号・5号又は危機関連保証の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した市内事業者を対象に、保証料率0.2%、4,000万円を上限とする融資の申込みを受け付けます。	
	軽自動車税の軽減	購入時に支払う環境性能割を軽減する特例措置を延長し、12月31日(金)までに取得したものを対象とします。	市民税課 TEL 829-1913、FAX 829-1986
	個人市民税等の住宅ローン控除	特例措置を延長し、令和4年12月末までに入居するなど、一定の要件を満たすときは控除期間を13年とします。	
	国民年金保険料の免除・猶予	一定程度の収入が減少した方などを対象に、免除・納付猶予します。 ※申請には所得の申立書(臨時特例用)の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。	各区保険年金課 大宮部 652-3399、FAX 652-4700 浦和部 831-1638、FAX 833-7019 春日部部 737-7112、FAX 737-7039
公共料金	水道料金・下水道使用料の猶予	支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。	各区保険年金課 水道局電話受付センター TEL 665-3220、FAX 665-5536 各水道営業所 北部部 714-9905、FAX 653-0089 南部部 714-9916、FAX 832-2899
	その他の公共料金	支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。	加入・契約している各事業者

新型コロナウイルス感染症対策のための寄附を受け付けています

新型コロナウイルスの影響を受けている方への支援などに活用します。

問合せ

財政課
TEL 829-1155
FAX 829-1974



令和3年4月14日時点の情報をもとに作成しています。